

国際相続の税務・実務の留意点



税理士法人 山田&パートナーズ

目次

I 国際相続とは

国際相続のパターン

II 具体事例の紹介

1. 日本国内に住んでいる人の相続で、財産が国外にあるケース
2. 日本人が海外に住んでいるケース
3. 外国人が国際結婚をして日本に住んでいるケース
4. 日本人が国際結婚をして海外に住んでいるケース

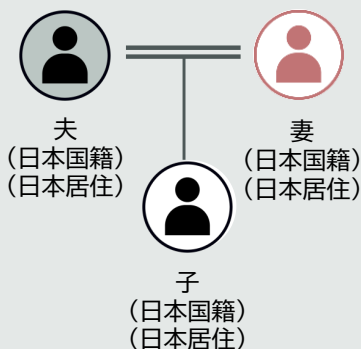
I . 国際相続とは

—
国際相続のパターン

国際相続のパターン

前提: パターン1から3は夫に相続が発生 パターン4は妻に相続が発生

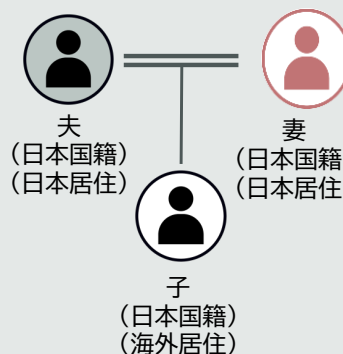
国際相続パターン1



日本人だが財産を
国外に保有…

- 海外財産の把握
- プロバート
- 海外相続税等の要否

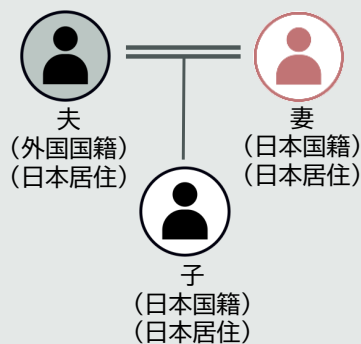
国際相続パターン2



日本人だが海外に居住…

- 申告添付書類の準備
- 国外転出時課税
- 海外相続税等の要否

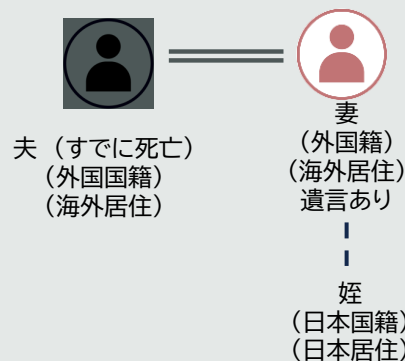
国際相続パターン3



外国籍で日本に居住…

- 海外財産の把握
- プロバート
- ご家族の証明書の準備

国際相続パターン4



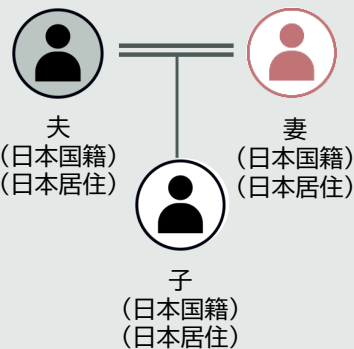
外国籍で海外に居住して
いる叔母が日本の姪に財産
を遺贈…

- 海外財産の把握
- プロバート
- 海外相続税等の要否

国際相続のパターン

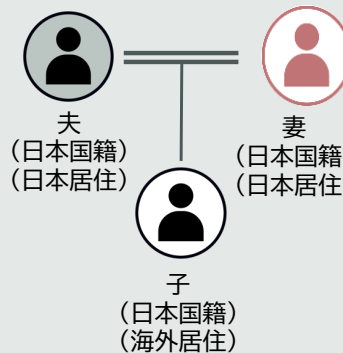
前提: パターン1から3は夫に相続が発生 パターン4は妻に相続が発生

国際相続パターン1



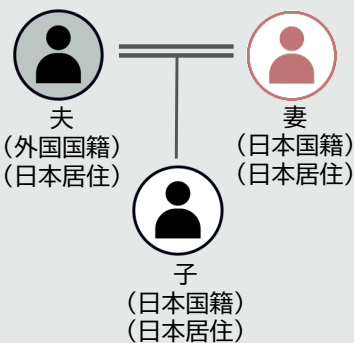
日本人だが財産を
国外に保有…
→海外財産の把握
→プロバート
→海外相続税等の要否

国際相続パターン2



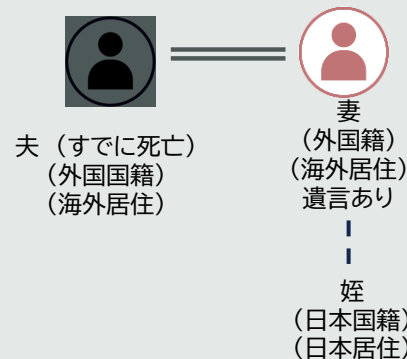
日本人だが海外に居住…
→申告添付書類の準備
→国外転出時課税
→海外相続税等の要否

国際相続パターン3



外国籍で日本に居住…
→海外財産の把握
→プロバート
→ご家族の証明書の準備

国際相続パターン4

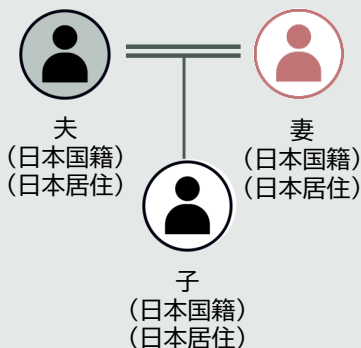


外国籍で海外に居住して
いる叔母が日本の姪に財産
を遺贈…
→海外財産の把握
→プロバート
→海外相続税等の要否

国際相続のパターン

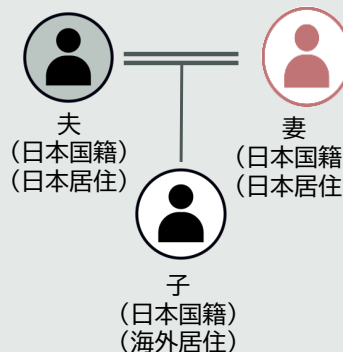
前提: パターン1から3は夫に相続が発生 パターン4は妻に相続が発生

国際相続パターン1



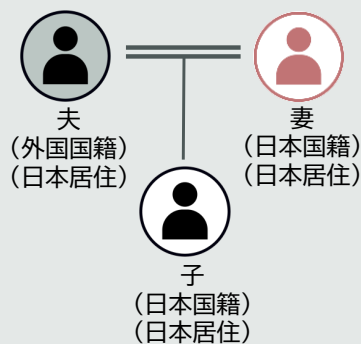
日本人だが財産を
国外に保有…
→海外財産の把握
→プロバート
→海外相続税等の要否

国際相続パターン2



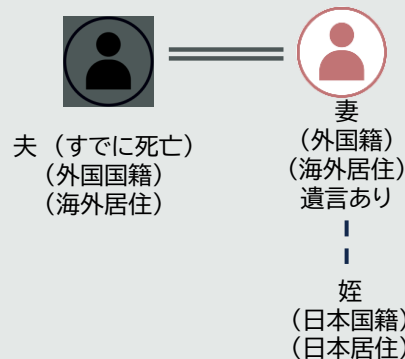
日本人だが海外に居住…
→申告添付書類の準備
→国外転出時課税
→海外相続税等の要否

国際相続パターン3



外国籍で日本に居住…
→海外財産の把握
→プロバート
→ご家族の証明書の準備

国際相続パターン4

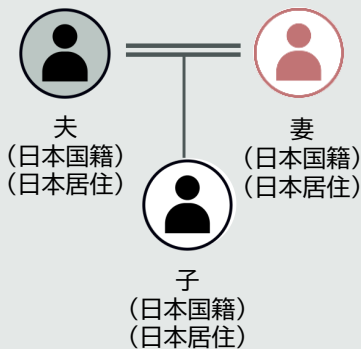


外国籍で海外に居住して
いる叔母が日本の姪に財産
を遺贈…
→海外財産の把握
→プロバート
→海外相続税等の要否

国際相続のパターン

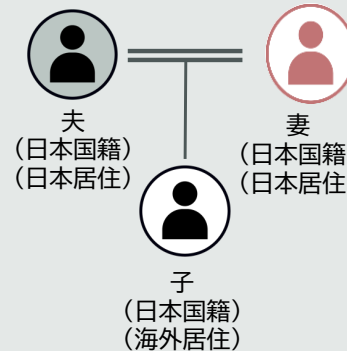
前提: パターン1から3は夫に相続が発生 パターン4は妻に相続が発生

国際相続パターン1



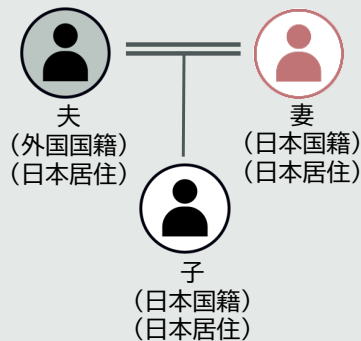
日本人だが財産を
国外に保有…
→海外財産の把握
→プロバート
→海外相続税等の要否

国際相続パターン2



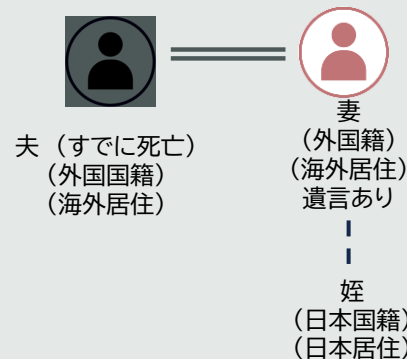
日本人だが海外に居住…
→申告添付書類の準備
→国外転出時課税
→海外相続税等の要否

国際相続パターン3



外国籍で日本に居住…
→海外財産の把握
→プロバート
→ご家族の証明書の準備

国際相続パターン4

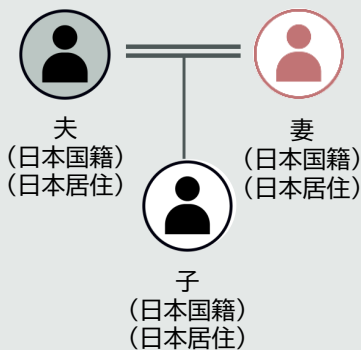


外国籍で海外に居住して
いる叔母が日本の姪に財産
を遺贈…
→海外財産の把握
→プロバート
→海外相続税等の要否

国際相続のパターン

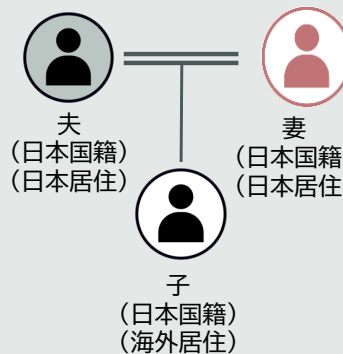
前提: パターン1から3は夫に相続が発生 パターン4は妻に相続が発生

国際相続パターン1



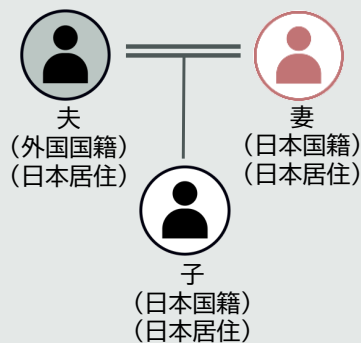
日本人だが財産を
国外に保有…
→海外財産の把握
→プロバート
→海外相続税等の要否

国際相続パターン2



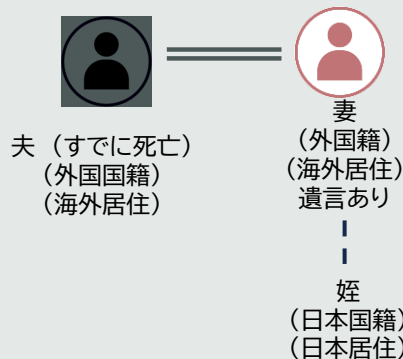
日本人だが海外に居住…
→申告添付書類の準備
→国外転出時課税
→海外相続税等の要否

国際相続パターン3



外国籍で日本に居住…
→海外財産の把握
→プロバート
→ご家族の証明書の準備

国際相続パターン4

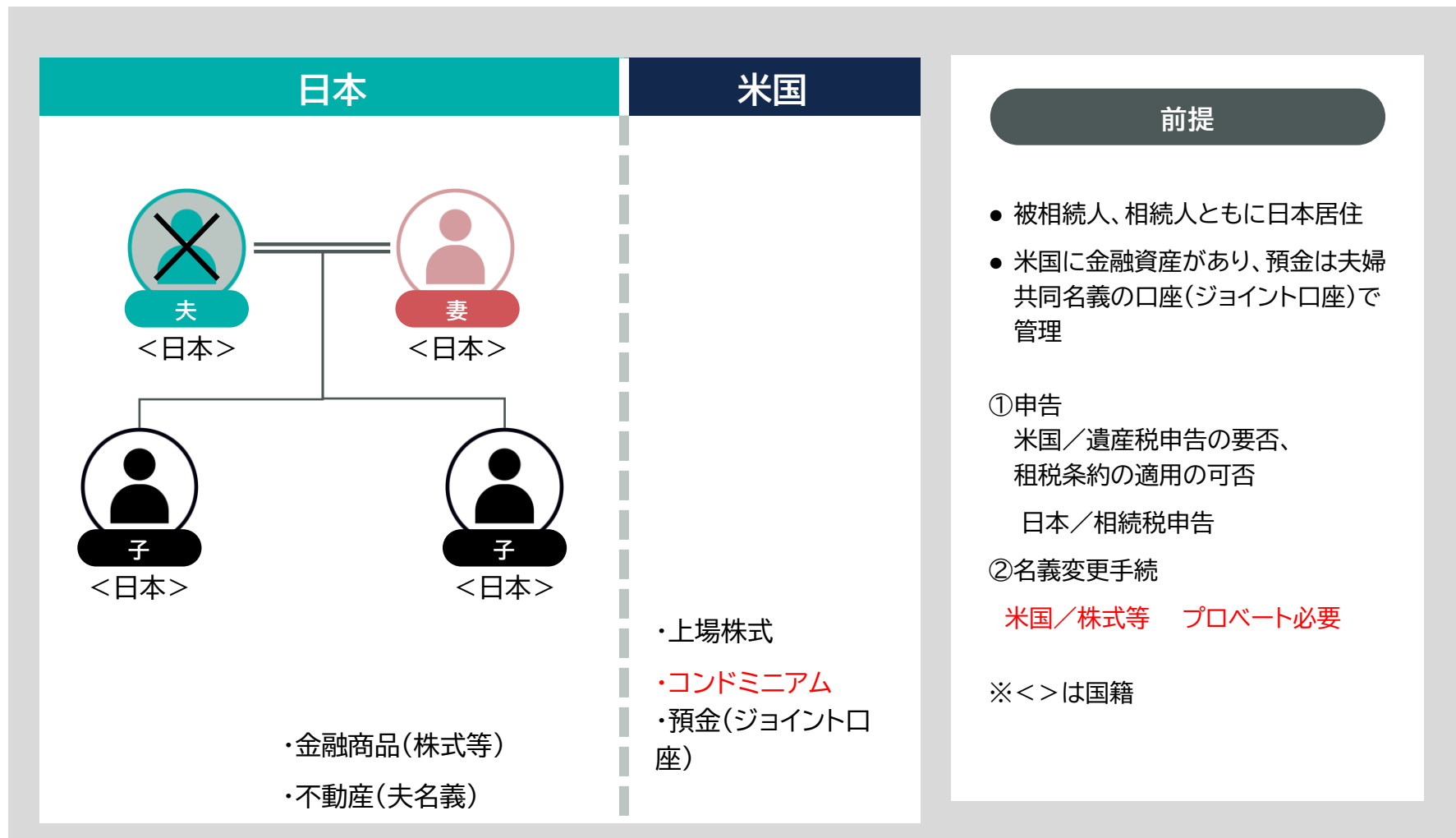


外国籍で海外に居住して
いる叔母が日本の姪に財産
を遺贈…
→海外財産の把握
→プロバート
→海外相続税等の要否

Ⅱ．具体事例の紹介

1. 日本国内に住んでいる人の相続で、財産が国外にあるケース
2. 相続人の日本人が海外に住んでいるケース
3. 外国人が国際結婚をして日本に住んでいるケース
4. 日本人が国際結婚をして海外に住んでいるケース

(パターン1) 日本国内に住んでいる人の相続で、財産が国外にあるケース



前提

- 被相続人、相続人ともに日本居住
- 米国に金融資産があり、預金は夫婦共同名義の口座(ジョイント口座)で管理

- ①申告
米国／遺産税申告の要否、
租税条約の適用の可否
- 日本／相続税申告

- ②名義変更手続
- 米国／株式等 プロバート必要

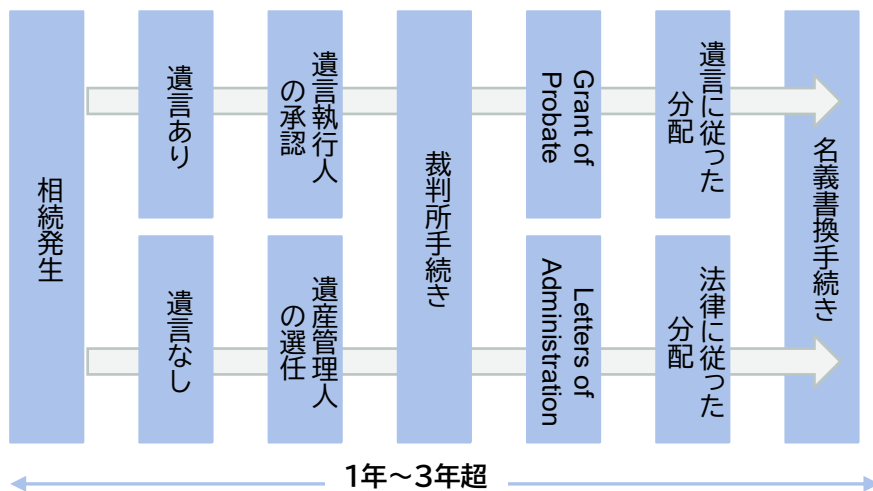
※<>は国籍

英米法系の国における相続手続きの留意点

英米法系の国に財産を保有する場合の相続手続き

- 英米法系の国に所在する財産を相続する場合には原則として「プロバート」が必要になります。
- 「プロバート」とは、財産所在国の裁判所により任命された遺言執行人又は遺産管理人が、被相続人の財産を管理・分配する手続きです。
※国や州により細かい定義は異なります。
- 海外の裁判所へ様々な資料を提出しなければならず、また現地の弁護士に手続きを依頼するため、多くの時間と費用が発生します。

一般的なプロバートスケジュール



※ 財産所在地国によりスケジュールは異なります。

プロバートを回避するためには…

- ① 海外財産を日本財産に変更(現金化して日本に送金等)
- ② 単独名義でなくジョイント名義(共有名義)で保有
- ③ トラスト(信託)を組成し、あらかじめ受取人を決めておく
- ④ 現地法に基づく遺言の作成
※遺言があっても、但しプロバートは必要

※ 財産所在地国(州)ごとに検討が必要。対策時における日本での課税にも注意。

主なプロバートありの国

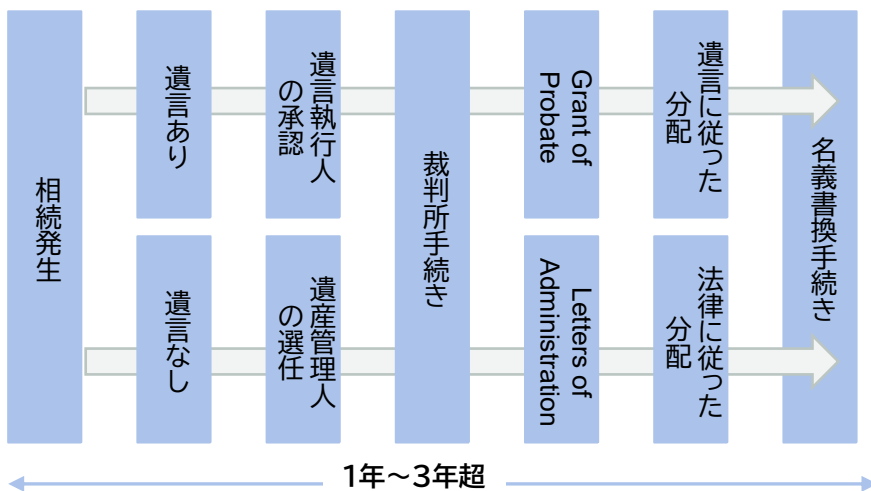
イギリス、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、マレーシア、香港

英米法系の国における相続手続きの留意点

英米法系の国に財産を保有する場合の相続手続き

- 英米法系の国に所在する財産を相続する場合には原則として「プロバート」が必要になります。
- 「プロバート」とは、財産所在国の裁判所により任命された遺言執行人又は遺産管理人が、被相続人の財産を管理・分配する手続きです。
※国や州により細かい定義は異なります。
- 海外の裁判所へ様々な資料を提出しなければならず、また現地の弁護士に手続きを依頼するため、多くの時間と費用が発生します。

一般的なプロバートスケジュール



※ 財産所在地国によりスケジュールは異なります。

プロバートを回避するためには…

- ① 海外財産を日本財産に変更(現金化して日本に送金等)
- ② 単独名義でなくジョイント名義(共有名義)で保有
- ③ トラスト(信託)を組成し、あらかじめ受取人を決めておく
- ④ 現地法に基づく遺言の作成
※遺言があっても、但しプロバートは必要

※ 財産所在地国(州)ごとに検討が必要。対策時における日本での課税にも注意。

主なプロバートありの国

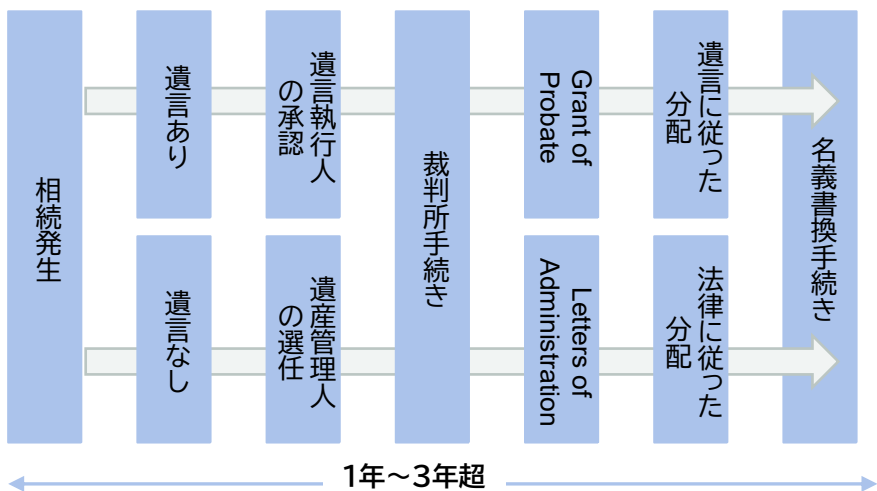
イギリス、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、マレーシア、香港

英米法系の国における相続手続きの留意点

英米法系の国に財産を保有する場合の相続手続き

- 英米法系の国に所在する財産を相続する場合には原則として「プロバート」が必要になります。
- 「プロバート」とは、財産所在国の裁判所により任命された遺言執行人又は遺産管理人が、被相続人の財産を管理・分配する手続きです。
※国や州により細かい定義は異なります。
- 海外の裁判所へ様々な資料を提出しなければならず、また現地の弁護士に手続きを依頼するため、多くの時間と費用が発生します。

一般的なプロバートスケジュール



※ 財産所在地国によりスケジュールは異なります。

プロバートを回避するためには…

- ① 海外財産を日本財産に変更(現金化して日本に送金等)
- ② 単独名義でなくジョイント名義(共有名義)で保有
- ③ トラスト(信託)を組成し、あらかじめ受取人を決めておく
- ④ 現地法に基づく遺言の作成
※遺言があっても、但しプロバートは必要

※ 財産所在地国(州)ごとに検討が必要。対策時における日本での課税にも注意。

主なプロバートありの国

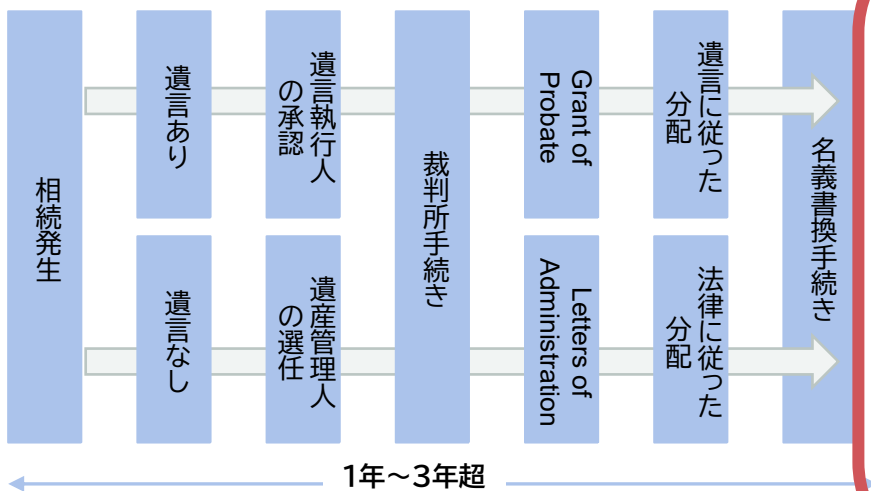
イギリス、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、マレーシア、香港

英米法系の国における相続手続きの留意点

英米法系の国に財産を保有する場合の相続手続き

- 英米法系の国に所在する財産を相続する場合には原則として「プロバート」が必要になります。
- 「プロバート」とは、財産所在国の裁判所により任命された遺言執行人又は遺産管理人が、被相続人の財産を管理・分配する手続きです。
※国や州により細かい定義は異なります。
- 海外の裁判所へ様々な資料を提出しなければならず、また現地の弁護士に手続きを依頼するため、多くの時間と費用が発生します。

一般的なプロバートスケジュール



※ 財産所在地国によりスケジュールは異なります。

プロバートを回避するためには…

- ① 海外財産を日本財産に変更(現金化して日本に送金等)
- ② 単独名義でなくジョイント名義(共有名義)で保有
- ③ トラスト(信託)を組成し、あらかじめ受取人を決めておく
- ④ 現地法に基づく遺言の作成
※遺言があっても、但しプロバートは必要

※ 財産所在地国(州)ごとに検討が必要。対策時における日本での課税にも注意。

主なプロバートありの国

イギリス、アメリカ、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、シンガポール、マレーシア、香港

(参考)

米国遺産税について

米国非居住者(=日本居住者)が米国に財産を60,000USD以上所有していた場合には、原則米国で遺産税の申告が必要です。

| | 米国籍・米国居住者 | 米国非居住者(左記以外) |
|-------|----------------------------|---------------------|
| 納税義務者 | 被相続人 | |
| 課税範囲 | 全世界財産 | 米国国内に所在する財産※2 |
| 基礎控除 | 13,990,000USD (2025年の場合)※1 | 60,000USD ※3 |
| 配偶者控除 | 配偶者が米国籍 | 配偶者が米国籍ではない |
| | 配偶者が相続した財産は全額非課税 | 原則適用なし |
| 申告期限 | 相続発生日より9ヵ月以内 | |
| 税率 | 18%~40%(累進課税) | |

※1 税制改正により、2026年からは15,000,000USDを基準にインフレ調整した額が基礎控除額となります。2026年以降も毎年インフレ調整され、毎年10月末頃に翌年の控除額が決定されます。

※2 米国国内財産とは、米国不動産や米国法人発行の株式等を指します(米国預金は原則対象外)。

※3 日米租税条約の適用条件を満たす場合、米国居住者等が利用できる基礎控除額と同等の基礎控除額を利用できます。ただし、そのためには、日本の財産を含む全ての相続財産の米国税務当局への開示や、申告手続が必要となります。

(参考)

米国遺産税について

米国非居住者(=日本居住者)が米国に財産を60,000USD以上所有していた場合には、原則米国で遺産税の申告が必要です。

| | 米国籍・米国居住者 | 米国非居住者(左記以外) |
|-------|----------------------------|---------------------|
| 納税義務者 | 被相続人 | |
| 課税範囲 | 全世界財産 | 米国国内に所在する財産※2 |
| 基礎控除 | 13,990,000USD (2025年の場合)※1 | 60,000USD ※3 |
| 配偶者控除 | 配偶者が米国籍 | 配偶者が米国籍ではない |
| | 配偶者が相続した財産は全額非課税 | 原則適用なし |
| 申告期限 | 相続発生日より9ヵ月以内 | |
| 税率 | 18%~40%(累進課税) | |

※1 税制改正により、**2026年からは15,000,000USDを基準にインフレ調整した額が基礎控除額となります**。2026年以降も毎年インフレ調整され、毎年10月末頃に翌年の控除額が決定されます。

※2 米国国内財産とは、米国不動産や米国法人発行の株式等を指します(米国預金は原則対象外)。

※3 日米租税条約の適用条件を満たす場合、米国居住者等が利用できる基礎控除額と同等の基礎控除額を利用できます。ただし、そのためには、日本の財産を含む全ての相続財産の米国税務当局への開示や、申告手続が必要となります。

(参考)

米国遺産税について

米国居住者(=日本居住者)が米国に財産を60,000USD以上所有していた場合には、原則米国で遺産税の申告が必要です。

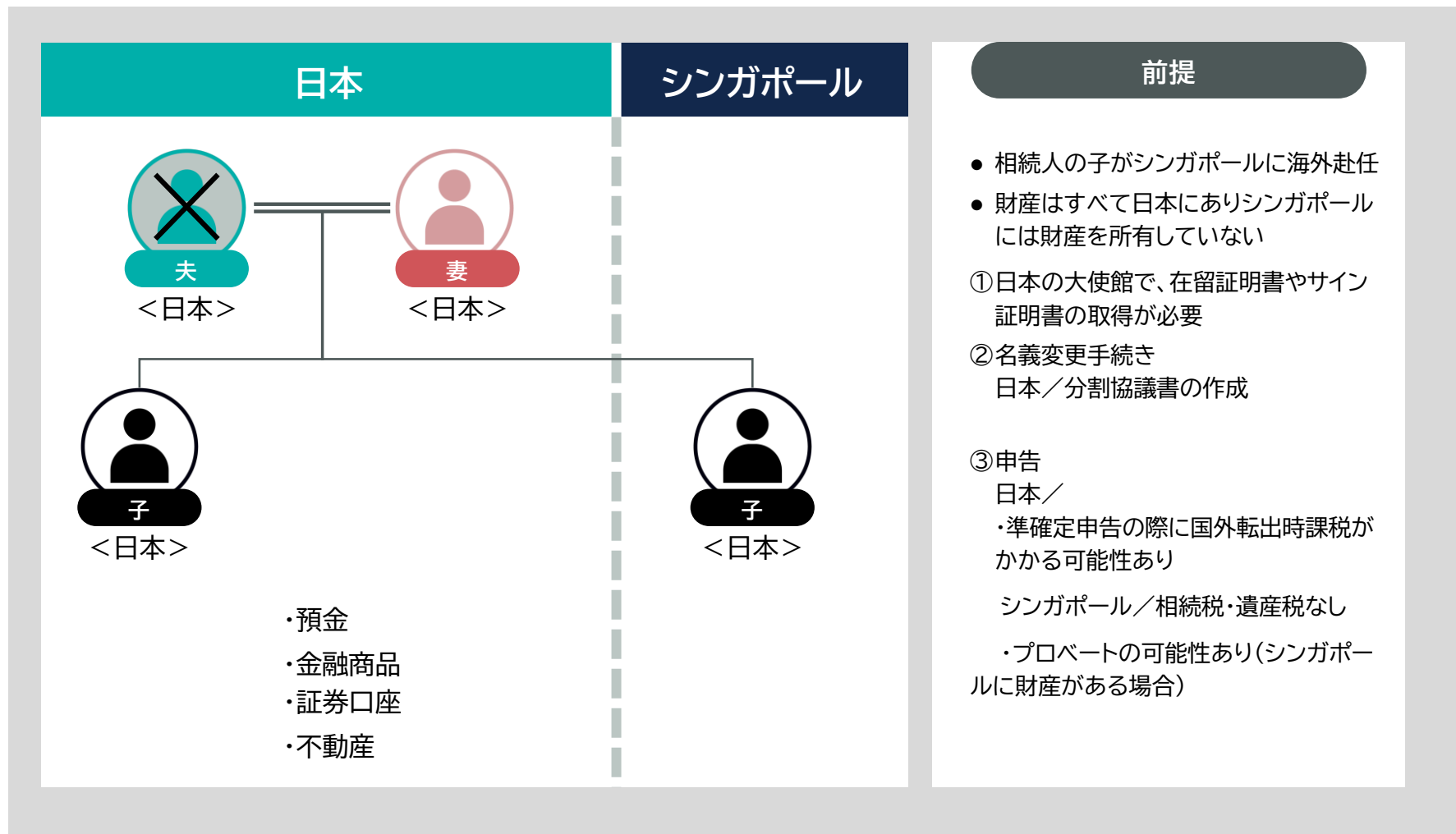
| | 米国籍・米国居住者 | 米国非居住者(左記以外) |
|-------|-----------------------------|---------------------|
| 納税義務者 | 被相続人 | |
| 課税範囲 | 全世界財産 | 米国国内に所在する財産※2 |
| 基礎控除 | 13,990,000USD (2025年の場合) ※1 | 60,000USD ※3 |
| 配偶者控除 | 配偶者が米国籍 | 配偶者が米国籍ではない |
| | 配偶者が相続した財産は全額非課税 | 原則適用なし |
| 申告期限 | 相続発生日より9ヵ月以内 | |
| 税率 | 18%~40%(累進課税) | |

※1 税制改正により、2026年からは15,000,000USDを基準にインフレ調整した額が基礎控除額となります。2026年以降も毎年インフレ調整され、毎年10月末頃に翌年の控除額が決定されます。

※2 米国国内財産とは、米国不動産や米国法人発行の株式等を指します(米国預金は原則対象外)。

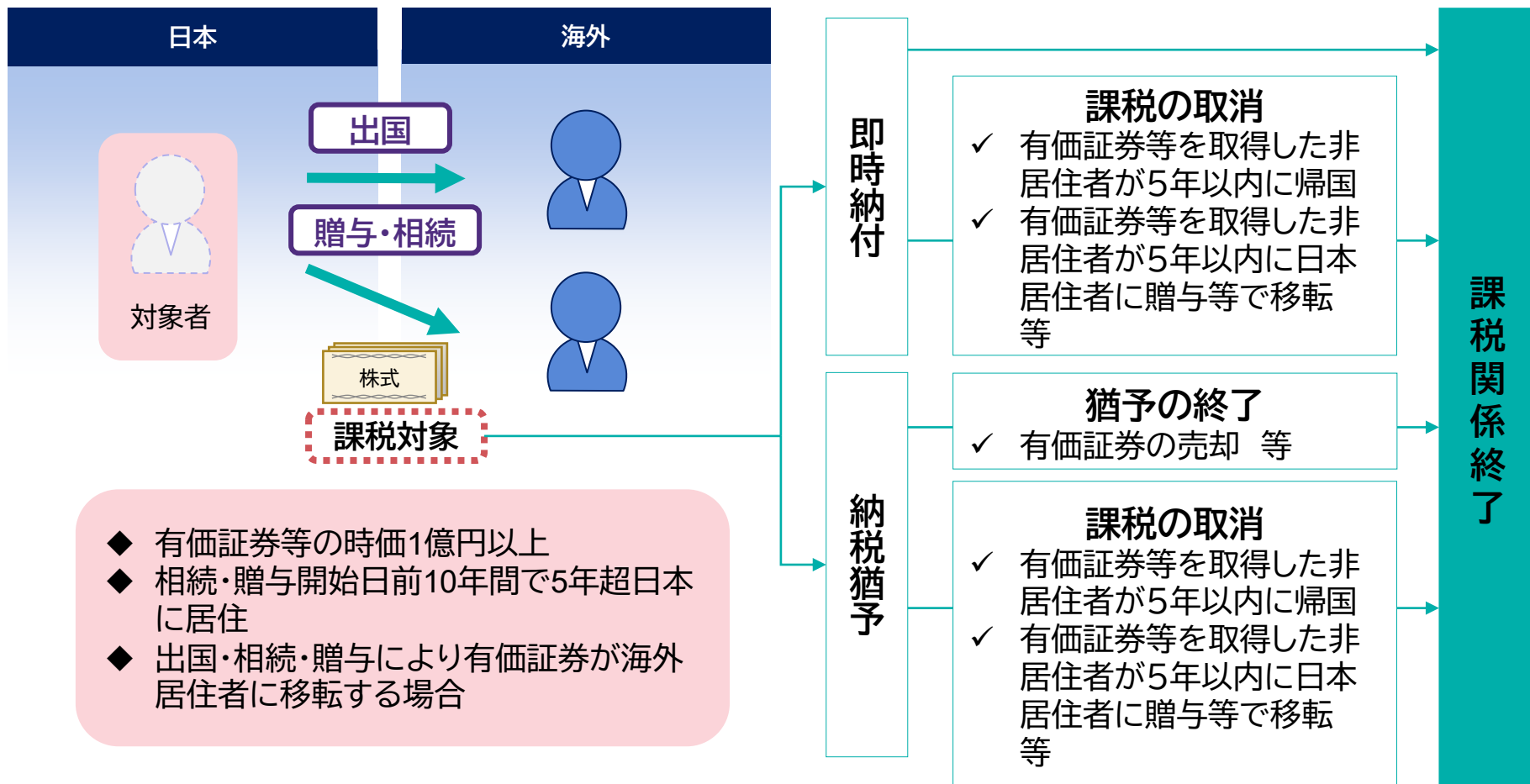
※3 日米租税条約の適用条件を満たす場合、米国居住者等が利用できる基礎控除額と同等の基礎控除額を利用できます。ただし、そのためには、日本の財産を含む全ての相続財産の米国税務当局への開示や、申告手続が必要となります。

(パターン2) 相続人の日本人が海外に住んでいるケース



国外転出時課税

日本居住者が、有価証券などのキャピタルゲインが非課税となる国に移住することで税負担を回避する行為を防ぐため、出国時に課税する制度



国外転出時課税

要件:有価証券等時価1億円以上

国外転出時・贈与時・相続発生時における有価証券等の時価と未決済デリバティブ取引等の含み損益の評価額の合計額が、1億円以上である者

1 有価証券等・未決済デリバティブ取引等の範囲

- イ 有価証券等とは、所得税法上に規定する有価証券又は匿名組合契約の出資の持分をいう。
有価証券とは、金融商品取引法第2条第1項に規定する有価証券及び所得税法施行令に規定するものをいい、公社債、株式(上場・未上場)、新株予約権証券、投資信託・貸付信託の受益証券等をいう。
 - ロ 未決済デリバティブ取引等とは、未決済のデリバティブ取引・信用取引・発行日取引をいう。
以下本レジュメにおいてイ、ロ合わせて「有価証券等」という。
- ※ 非課税口座内上場株式等(いわゆるNISA口座内の上場株式等)も含めて「有価証券等時価1億円以上」要件の判定をすることとなる。

譲渡所得等の計算

国外転出時課税適用者は、その国外転出・贈与・相続等の時に、時価で有価証券等の譲渡等をしたものとみなされ、譲渡所得等(注1)に対して所得税が課される。

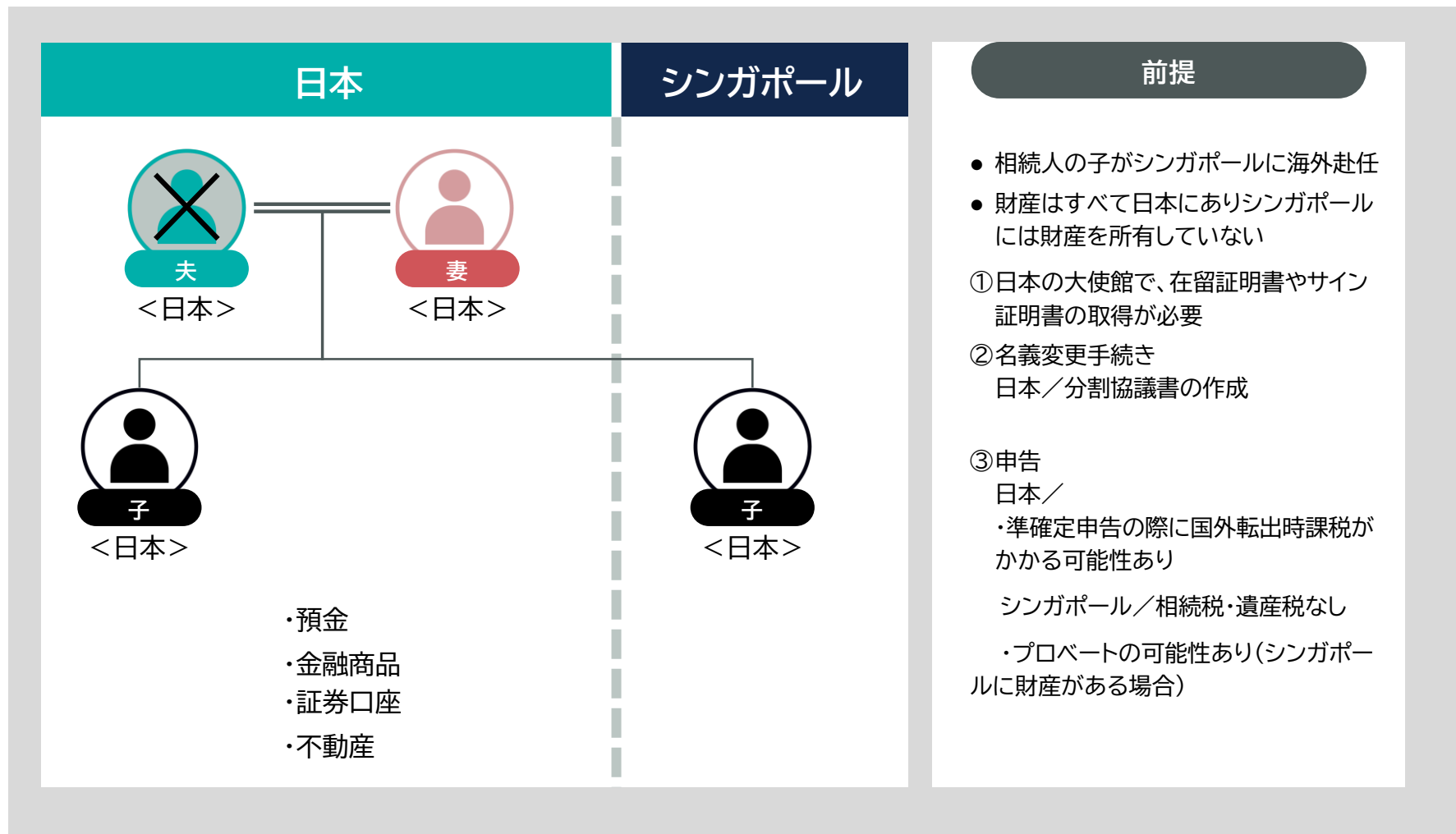
≪所得税の計算≫

$$\begin{array}{c} \text{譲渡所得等} \\ \text{国外転出・贈与・相続等の時の価額(注2) - 取得費} \end{array} \times 15.315\% \text{ (復興税含む)} = \text{所得税額}$$

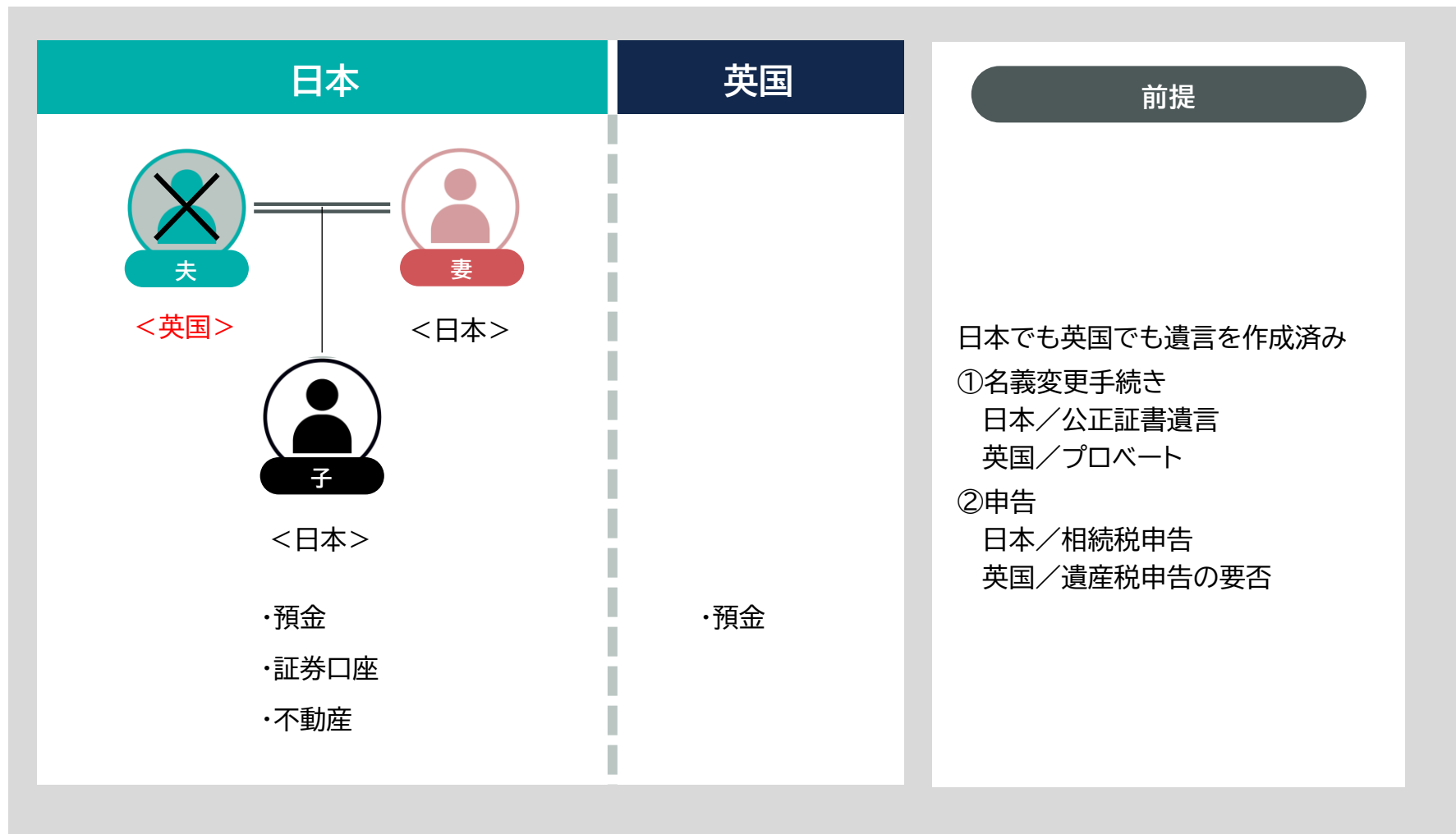
(注1)譲渡所得のほか、事業所得又は雑所得となる場合がある。

(注2)国外転出・贈与・相続等の時の価額

(パターン2) 相続人の日本人が海外に住んでいるケース



(パターン3) 外国人が国際結婚をして日本に住んでいるケース



前提

日本でも英国でも遺言を作成済み

- ①名義変更手続き
日本／公正証書遺言
英国／プロバート
- ②申告
日本／相続税申告
英国／遺産税申告の要否

納税義務者・課税対象となる財産の範囲、納税額の計算例

| 被相続人 贈与者 | 相続人 受贈者 | 国内に住所あり | | 国内に住所なし | | |
|-------------|--------------------------------------|------------|---------------|-------------------|-------------------|--------|
| | | | 一時居住者 (※1) | 日本国籍あり | | 日本国籍なし |
| | | | | 10年以内に 国内に住所あり | 10年以内に 国内に住所なし | |
| 国内に住所あり | | 国内・国外財産に課税 | | 国内・国外財産に課税 | | |
| | 外国人被相続人・外国人贈与者(※2) | | 国内財産のみに課税 | 国内財産のみに課税 | | |
| 国内に 住所なし | 10年以内に国内に住所あり | 国内・国外財産に課税 | | 国内・国外財産に課税 | | |
| | 日本国籍なし(※3) | | 国内財産のみに課税 | 国内財産のみに課税 | | |
| | 10年以内に国内に住所のない 非居住被相続人・非居住贈与者(※4) | | | | | |

- (※1) 相続・贈与時に一定の在留資格を有し、相続・贈与前15年以内の国内居住期間の合計が10年以下であるもの。
- (※2) 相続・贈与時に一定の在留資格を有するもの。
- (※3) 相続・贈与前10年以内において国内に住所を有していた期間中、継続して日本国籍がなかったもの。
- (※4) 相続・贈与前10年以内に国内に住所を有していたことがないもの。
- (※5) 一定の在留資格：出入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格(外交、高度専門職、医療、研究、企業内転勤、興行など)をいい、同法別表第二の在留資格(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者)は含まれない点に留意する。

納税義務者・課税対象となる財産の範囲、納税額の計算例

| 被相続人 贈与者 | 相続人 受贈者 | 国内に住所あり | | 国内に住所なし | |
|-------------|--------------------------------------|---------------|-------------------|-------------------|-----------|
| | | 一時居住者 (※1) | 日本国籍あり | | 日本国籍なし |
| | | | 10年以内に 国内に住所あり | 10年以内に 国内に住所なし | |
| 国内に住所あり | 外国人被相続人・外国人贈与者(※2) | 国内・国外財産に課税 | 国内・国外財産に課税 | | 国内財産のみに課税 |
| | | 国内財産のみに課税 | | | |
| 国内に 住所なし | 10年以内に国内に住所あり | 国内・国外財産に課税 | 国内・国外財産に課税 | | 国内財産のみに課税 |
| | 日本国籍なし(※3) | 国内財産のみに課税 | | | |
| | 10年以内に国内に住所のない 非居住被相続人・非居住贈与者(※4) | | | | |

(※1) 相続・贈与時に一定の在留資格を有し、相続・贈与前15年以内の国内居住期間の合計が10年以下であるもの。

(※2) 相続・贈与時に一定の在留資格を有するもの。

(※3) 相続・贈与前10年以内において国内に住所を有していた期間中、継続して日本国籍がなかったもの。

(※4) 相続・贈与前10年以内に国内に住所を有していたことがないもの。

(※5) 一定の在留資格: 出入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格(外交、高度専門職、医療、研究、企業内転勤、興行など)をいい、同法別表第二の在留資格(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者)は含まれない点に留意する。

納税義務者・課税対象となる財産の範囲、納税額の計算例

| 被相続人 贈与者 | 相続人 受贈者 | 国内に住所あり | | 国内に住所なし | | |
|-------------|--------------------------------------|--------------------|------------|-------------------|-------------------|--------|
| | | 一時居住者 (※1) | 国内・国外財産に課税 | 日本国籍あり | | 日本国籍なし |
| | | | | 10年以内に 国内に住所あり | 10年以内に 国内に住所なし | |
| 国内に住所あり | | 外国人被相続人・外国人贈与者(※2) | 国内財産のみに課税 | 国内・国外財産に課税 | | |
| 国内に 住所なし | 10年以内に国内に住所あり | | 国内・国外財産に課税 | 国内・国外財産に課税 | | |
| | 日本国籍なし(※3) | | 国内財産のみに課税 | 国内・国外財産に課税 | | |
| | 10年以内に国内に住所のない 非居住被相続人・非居住贈与者(※4) | | | 国内財産のみに課税 | | |

(※1) 相続・贈与時に一定の在留資格を有し、相続・贈与前15年以内の国内居住期間の合計が10年以下であるもの。

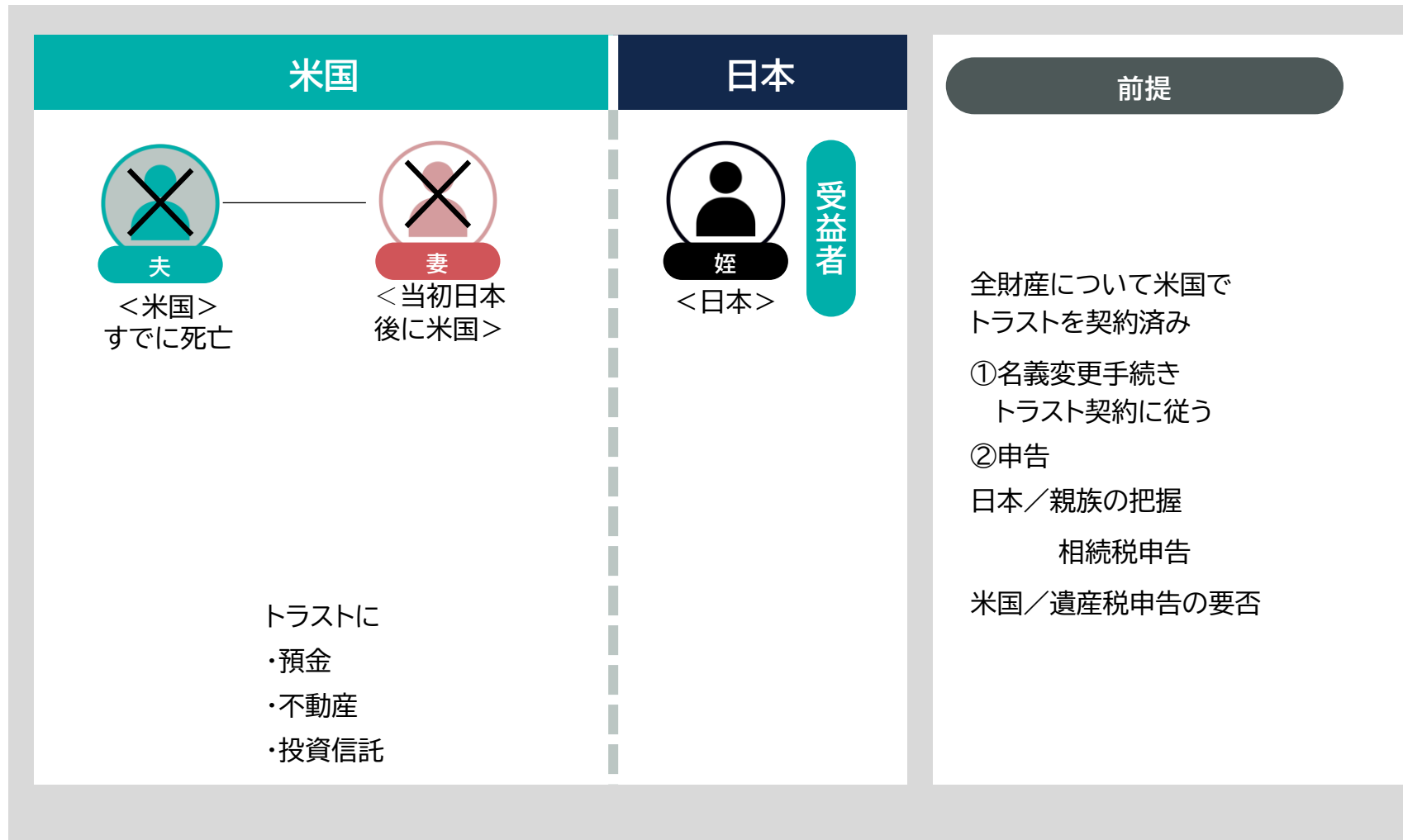
(※2) 相続・贈与時に一定の在留資格を有するもの。

(※3) 相続・贈与前10年以内において国内に住所を有していた期間中、継続して日本国籍がなかったもの。

(※4) 相続・贈与前10年以内に国内に住所を有していたことがないもの。

(※5) 一定の在留資格: 出入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格(外交、高度専門職、医療、研究、企業内転勤、興行など)をいい、同法別表第二の在留資格(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者)は含まれない点に留意する。

(パターン4) 日本人が国際結婚をして海外に住んでいるケース

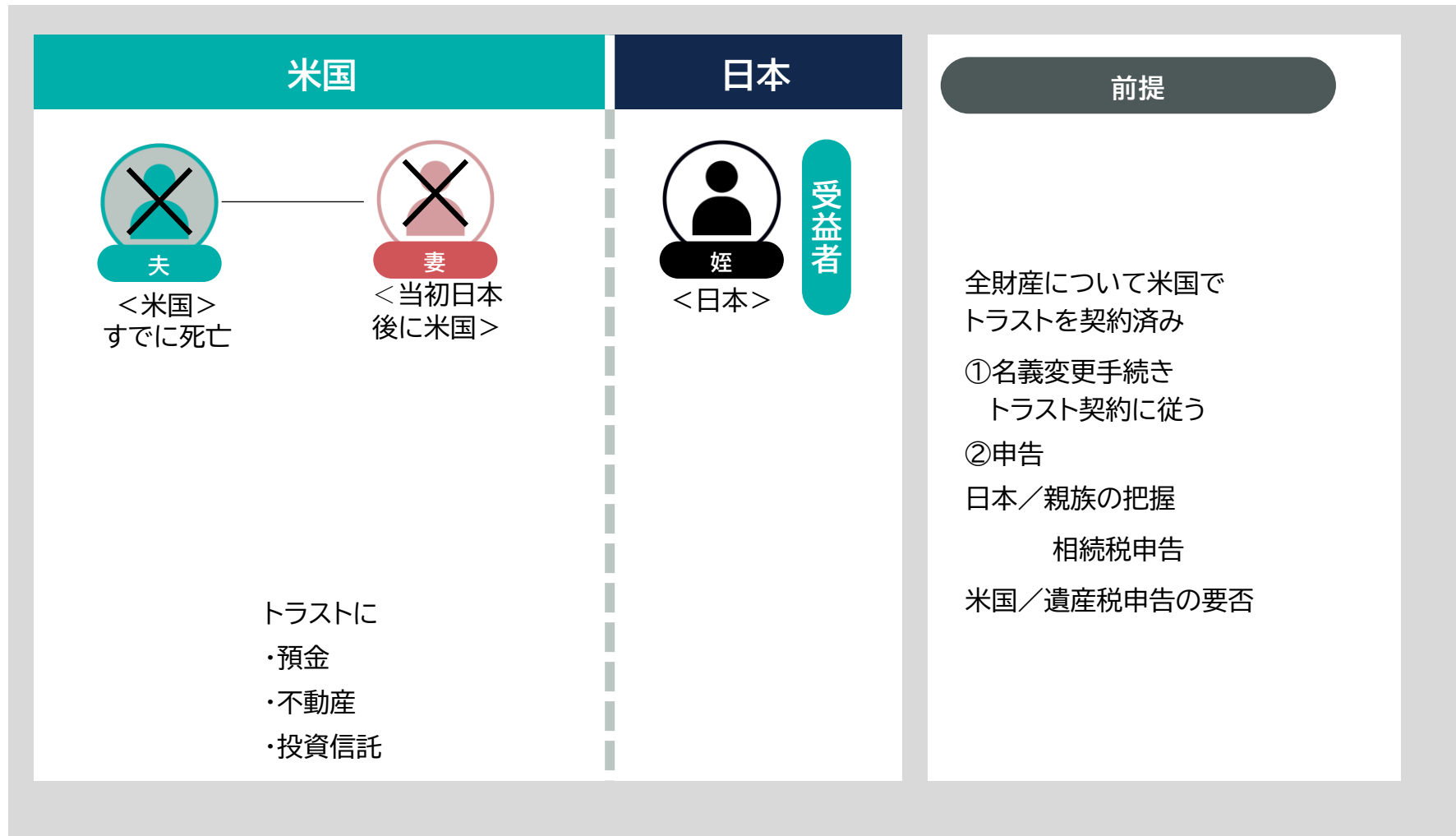


納税義務者・課税対象となる財産の範囲、納税額の計算例

| | | 相続人 受贈者 | | 国内に住所あり | | | 国内に住所なし | | |
|--------------------|--|--------------------------------------|--|---------------|--|-------------------|-------------------|------------|--|
| | | | | 国内に住所あり | | 日本国籍あり | | 日本国籍なし | |
| 被相続人 贈与者 | | | | 一時居住者 (※1) | | 10年以内に 国内に住所あり | 10年以内に 国内に住所なし | | |
| | | 国内に住所あり | | | | 国内・国外財産に課税 | | 国内・国外財産に課税 | |
| 外国人被相続人・外国人贈与者(※2) | | | | 国内財産のみに課税 | | 国内財産のみに課税 | | | |
| 国内に住所なし | | 10年以内に国内に住所あり | | 国内・国外財産に課税 | | 国内・国外財産に課税 | | | |
| | | 日本国籍なし(※3) | | 国内財産のみに課税 | | 国内財産のみに課税 | | | |
| | | 10年以内に国内に住所のない 非居住被相続人・非居住贈与者(※4) | | 国内財産のみに課税 | | 国内財産のみに課税 | | | |

- (※1) 相続・贈与時に一定の在留資格を有し、相続・贈与前15年以内の国内居住期間の合計が10年以下であるもの。
- (※2) 相続・贈与時に一定の在留資格を有するもの。
- (※3) 相続・贈与前10年以内において国内に住所を有していた期間中、継続して日本国籍がなかったもの。
- (※4) 相続・贈与前10年以内に国内に住所を有していたことがないもの。
- (※5) 一定の在留資格: 出入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格(外交、高度専門職、医療、研究、企業内転勤、興行など)をいい、同法別表第二の在留資格(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者)は含まれない点に留意する。

(パターン4) 日本人が国際結婚をして海外に住んでいるケース



住所判定

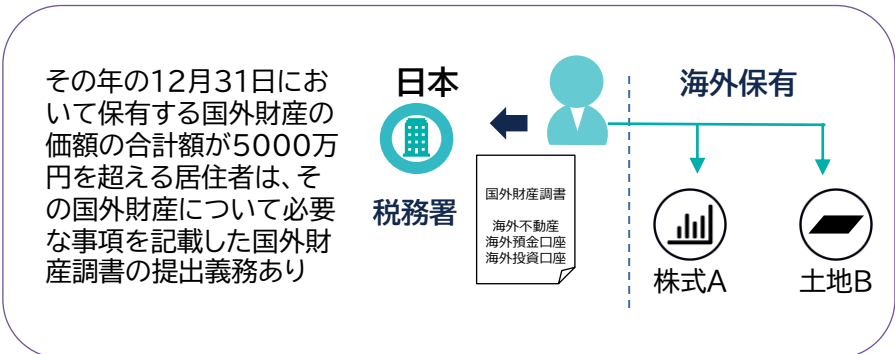
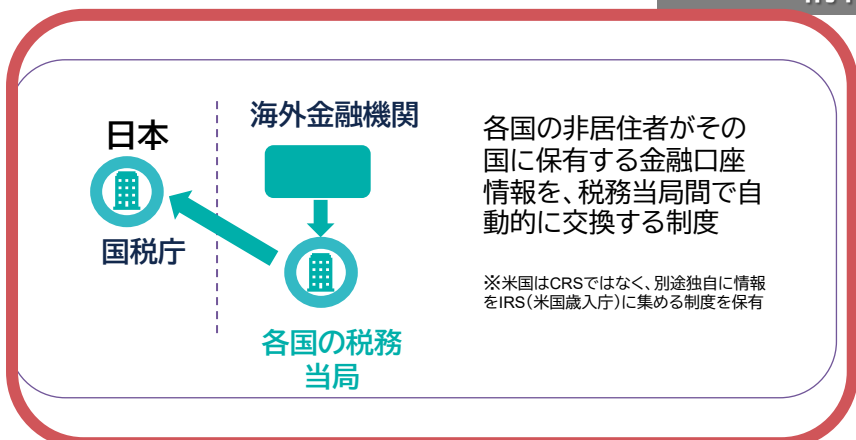
| | |
|--|---|
| <p>「住所」とは、各人の生活の本拠をいい、生活の本拠であるかどうかは、客観的事実によって判定する。 なお、同一人について同時に法施行地に2ヶ所以上の住所はないものとされる。(相基1の3・1の4共-5)</p> | |
| 客観的事実とは | 住居、職業、資産の所在、親族の居住状況、国籍等により総合的に判断 |
| 財産取得時に法施行地を離れている場合の具体的な判断基準 (相基1の3・1の4共-6) | <p>次のような場合には日本に住所があるものとする</p> <ul style="list-style-type: none"> • 国外出張や国外興行で一時的に国外に滞在している場合 • 留学等で国外に居住している者であっても、日本に住所がある者の扶養親族である場合 • 国外勤務者については、その勤務期間が短期間(おおむね1年以内)であると見込まれる場合 (長期間の国外勤務が予定されているような場合など、明らかに国外に生活の拠点があると認められている場合には、法施行地外に住所があることとなる) |
| 補足 | 国家公務員及び地方公務員は、所得税法3条において原則として国内に住所を有しない期間についても国内に住所を有するものとみなされているが、相続税法にはこのような規定がないため上記に基づき判断することとなる |

CRSと国外財産調書制度

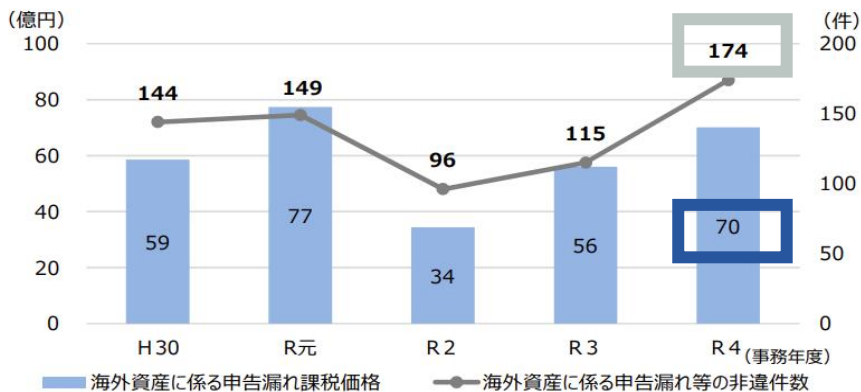
自動情報交換制度(CRS)※

海外財産に関する税務署の
情報収集手段

国外財産調書制度



海外資産関連事案に対する相続税の税務調査の状況



海外財産の申告漏れを指摘された事例

大阪国税局の事例では、相続人3人が父親の死亡後、海外の父親名義の預金口座に残高があることを認識していたにもかかわらず、「海外預金なので申告しなくても国税当局が把握することはないだろう」と考え、税理士にも伝えずに税務申告していた。同局はCRS情報を利用して海外口座の存在をつかみ、預金を意図的に申告財産から除外していたほか、過去の贈与税が無申告だったことを明らかにした。3人は総額約13億6千万円の申告漏れを指摘され、重加算税を含めた追徴税額は約5.3億円に上った。

※日本経済新聞2020年12月18日公表記事より抜粋

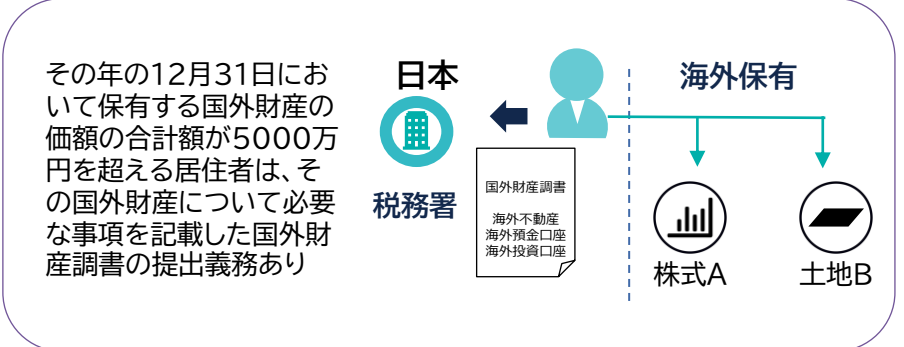
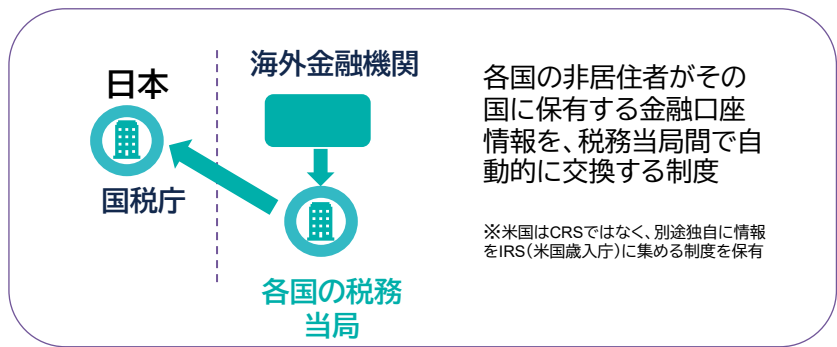
報道発表資料「令和4事務年度における相続税の調査等の状況 令和5年12月国税庁」より引用

CRSと国外財産調書制度

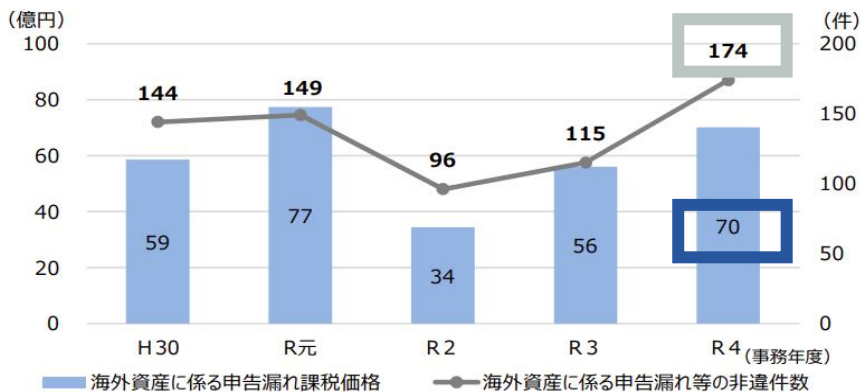
自動情報交換制度(CRS)※

海外財産に関する税務署の
情報収集手段

国外財産調書制度



海外資産関連事案に対する相続税の税務調査の状況



報道発表資料「令和4事務年度における相続税の調査等の状況 令和5年12月国税庁」より引用

海外財産の申告漏れを指摘された事例

大阪国税局の事例では、相続人3人が父親の死亡後、海外の父親名義の預金口座に残高があることを認識していたにもかかわらず、「海外預金なので申告しなくても国税当局が把握することはないだろう」と考え、税理士にも伝えずに税務申告していた。

同局はCRS情報を活用して海外口座の存在をつかみ、預金を意図的に申告財産から除外していたほか、過去の贈与税が無申告だったことを明らかにした。3人は総額約13億6千万円の申告漏れを指摘され、重加算税を含めた追徴税額は約5.3億円に上った。

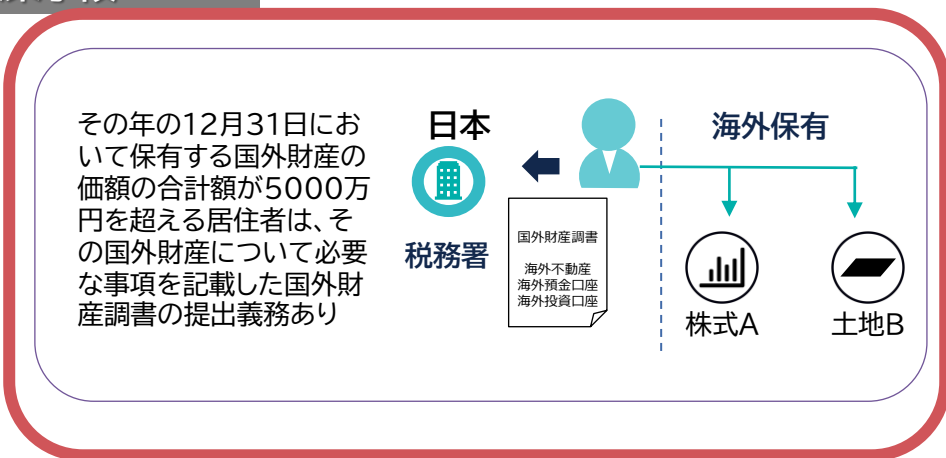
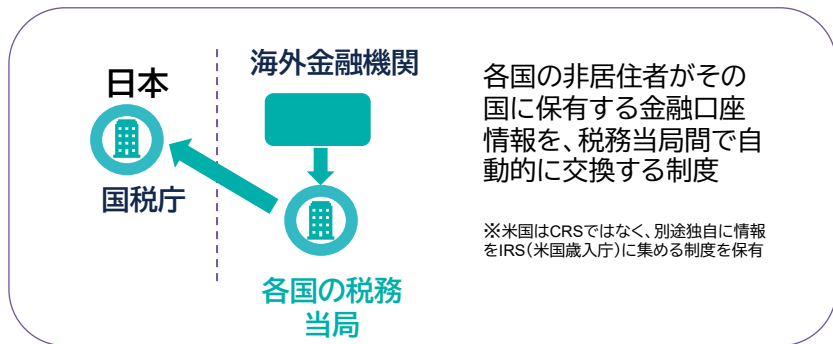
※日本経済新聞2020年12月18日公表記事より抜粋

CRSと国外財産調書制度

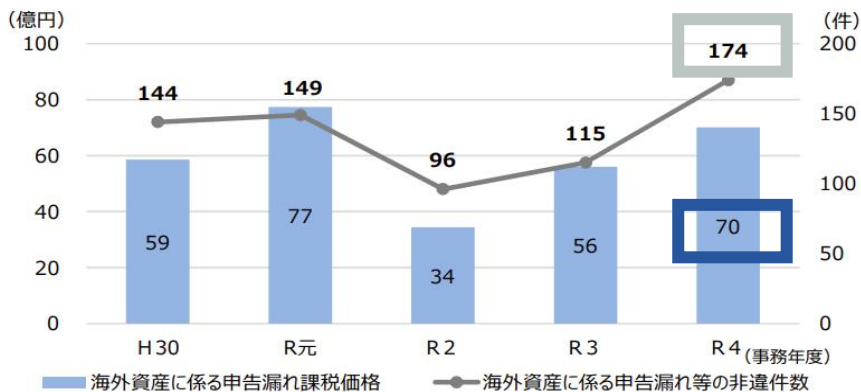
自動情報交換制度(CRS)※

海外財産に関する税務署の
情報収集手段

国外財産調書制度



海外資産関連事案に対する相続税の税務調査の状況



報道発表資料「令和4事務年度における相続税の調査等の状況 令和5年12月国税庁」より引用

海外財産の申告漏れを指摘された事例

大阪国税局の事例では、相続人3人が父親の死亡後、海外の父親名義の預金口座に残高があることを認識していたにもかかわらず、「海外預金なので申告しなくても国税当局が把握することはないだろう」と考え、税理士にも伝えずに税務申告していた。

同局はCRS情報を活用して海外口座の存在をつかみ、預金を意図的に申告財産から除外していたほか、過去の贈与税が無申告だったことを明らかにした。3人は総額約13億6千万円の申告漏れを指摘され、重加算税を含めた追徴税額は約5.3億円に上った。

※日本経済新聞2020年12月18日公表記事より抜粋

【三井住友銀行からの留意事項】

- 本セミナーで使用する資料の内容および講師の講演内容については、あくまで資料作成者ならびに講師の見解によるものであり、三井住友銀行の見解とは一切関係ありません。
- 三井住友銀行が内容等を保証したり、責任を負うことはありません。
- 本セミナー資料は情報提供を目的として講演者が作成したものであり、特定の商品・サービスを推奨・勧誘するものではありません。
- 本セミナー資料の内容は、作成日時点(2025年11月25日)の情報に基づいて税理士法人山田&パートナーズが作成したものです。
今後変更になる可能性があります。将来を保証するものではありません。
- 本セミナー資料は具体的な商品をご説明することを目的としていないため、詳細を記載しておりません。
お申し込みの際は、三井住友銀行の窓口またはHP に掲載の各商品・サービスに関する留意点を必ずご確認ください。
- 本セミナー資料および動画視聴ページのURLを第三者へ無断で転送・公開すること、また動画を無断で改変・転載等を行うことは固くお断りします。これらの行為があった場合、著作権侵害として対処させていただく場合がございます。